



島根県報

平成19年12月18日 (火)

第 1,941 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農業経営課)	2
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(")	2
土地改良区の役員の就任	(農村整備課)	2
土地改良区の定款変更の認可	(")	2
県営土地改良事業計画の変更(3件)	(")	3
換地処分	(")	4
保安林予定森林	(森林整備課)	4
解除予定保安林(2件)	(")	4
保安林の指定の解除(2件)	(")	5
保安林の指定施業要件の変更(3件)	(")	6
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(水産課)	7
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(")	7
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	8
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	9

公 告

基本測量の実施	(用地対策課)	9
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9

特定調達公告

島根県行政情報ネットワーク用パソコンの購入に係る一般競争入札の実施	(会計課)	10
-----------------------------------	-------	----

教委公告

県立学校教育用コンピュータ等機器(島根中央高等学校)の賃貸借に係る一般競争入札の実施	(教育施設課)	12
島根県立益田翔陽高等学校の集塵機付きグラインダ等の購入に係る一般競争入札の実施	(")	14
島根県立益田翔陽高等学校の同期発電機特性自動計測制御システム、誘導電動機特性自動計測制御システム及び三相巻線形誘導電動機実験装置等の購入に係る一般競争入札の実施	(")	16

公安規則

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	(警察本部)	17
-------------------------------------	--------	----

正 誤

平成18年10月3日付け島根県報第1,817号中	(市町村課)	18
--------------------------	--------	----

告 示

島根県告示第1026号

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のように改正し、平成19年12月19日から施行する。

平成19年12月19日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表中「年0.4パーセント」を「年0.6パーセント」に改める。

島根県告示第1027号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表貸付条件の欄中「年1.8パーセント」を「年1.7パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年12月19日から施行する。
 - 2 この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱別表の規定（貸付利率に係る部分に限る。）は、平成19年12月19日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。
-

島根県告示第1028号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

益田市土地改良区

- 1 就任した役員の氏名及び住所
理事
渋谷 健児 益田市飯田町964番地
 - 2 就任年月日
平成19年10月29日
-

島根県告示第1029号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、雲南市加茂町土地改良区の定款変更を平成19年12月10日付けで認可した。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第1030号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、宇賀荘地区を受益地域とする区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

宇賀荘地区区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

安来市役所

島根県告示第1031号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、宇賀荘第一地区を受益地域とする用排水施設事業（県営水田農業経営確立排水対策特別事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

宇賀荘第一地区用排水施設事業（県営水田農業経営確立排水対策特別事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

安来市役所

島根県告示第1032号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、宇賀荘第二地区を受益地域とする用排水施設事業（県営水田農業経営確立排水対策特別事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

宇賀荘第二地区用排水施設事業（県営水田農業経営確立排水対策特別事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所
安来市役所

島根県告示第1033号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年12月5日付けで県営土地改良事業に係る益美2期（美都）地区都茂上工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第1034号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所
大田市仁摩町大国477、4368

2 指定の目的
土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1035号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

鹿足郡津和野町左鐙字横島2057 - 20、字小河2444 - 28、字下小河2441 - 32、2441 - 33、2441 - 35から2441 - 37まで

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第1036号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
出雲市佐田町上橋波644 - 7
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第1037号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市金城町小国イ864 - 15
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第1038号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
大田市鳥井町鳥井字鳥井2106 - 7
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由
漁港施設用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
大田市鳥井町鳥井字鳥井2106 - 7
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 解除の理由
漁港施設用地とするため

島根県告示第1039号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成5年6月1日農林水産省告示第613号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1040号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年8月21日農林水産省告示第1283号（1に係るものに限る。）、平成11年1月20日農林水産省告示第67号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1041号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成11年11月17日農林水産省告示第1519号、平成12年2月16日農林水産省告示第248号、平成12年2月16日農林水産省告示第249号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1042号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1(1) 加入区の名 称
松江市加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区のうち魚瀬・秋鹿連絡所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表4の項漁業の区分の欄の3に掲げる漁業の区分
- 2(1) 加入区の名 称
美保関町加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分の欄の4に掲げる漁業の区分

島根県告示第1043号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第2中

年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%）	年1.05% （新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%）	年1.25%	年0.4%	年0.4%

を

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.4%	年0.4%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.4%	年0.4%

年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.1%	年0.9%	年1.1%	年1.1%	年0.9%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.6%	年0.6%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年0.6%	年0.6%
年1.25% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.25%)	年1.05% (新規着業者に貸し 付けるものにあつて は、年1.05%)	年1.25%	年1.25%	年1.05%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年1.25%	年1.05%
		年1.25%	年0.6%	年0.6%
年1.25%	年1.05%	年1.25%	年0.6%	年0.6%

に改

める。

附 則

- この告示は、平成19年12月19日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の規定は、平成19年12月19日以後に貸し付けられた別表第1の左欄に掲げる資金(以下「島根県漁業近代化資金等」という。)について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第1044号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成13年島根県告示第268号)の一部を次のように改正する。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

年1.8%以内

年1.7%以内

別表中

年1.95%以内
年1.8%以内

を

年1.85%以内
年1.7%以内

に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年12月19日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成19年12月19日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第1045号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第 5 条第 2 号中「1.8パーセント」を「1.7パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成19年12月19日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成19年12月19日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（基盤地図情報作成作業）
- 2 作業期間
平成19年12月14日から平成20年 3 月21日まで
- 3 作業地域
松江市

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

八束郡東出雲町大字揖屋町58番1、58番6、111番1、111番2、112番1、112番2、116番1、116番2

面積 4,241.01平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八束郡東出雲町大字出雲郷769番地

野津 武男

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成19年12月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品の名称及び数量

入札区分A 島根県行政情報ネットワーク用パソコン（西部地区） 103台

入札区分B 島根県行政情報ネットワーク用パソコン（東部地区） 354台

(2) 調達する物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成20年3月18日まで

(4) 納入期限

平成20年3月18日

(5) 納入場所

島根県内とし、詳細は入札説明書による。

(6) 入札方法

ア 入札は、パソコン1台当たりの単価で行うものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) その他

入札説明会は実施しない。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定に基づき、営業種目が大分類1（文具・事務用機器類）、中分類(4)（情報処理機器）の入札参加資格の認定を受けている者であること。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について入札参加資格者指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(5) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」と

いう。)を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。

3 入札説明書の交付等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁本庁舎 1 階
島根県出納局会計課 用度グループ
電話 0852 - 22 - 5336 ファクシミリ 0852 - 22 - 5963

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により、入札に参加しようとする者 1 人に対し、1 部を無償で交付する。

イ 交付期間は、本公告の日から平成19年12月28日まで(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

ウ 電子ファイル(PDF及びExcel形式)による交付を希望する者には、電子ファイル(PDF及びExcel形式)を電子メールに添付して入札説明書を交付するので、交付期間中に、法人名(法人のみ)、担当部課名、担当者名、電話番号、返信先電子メールアドレスを明記して上記(1)まで申し込むこと。

(3) 入札参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、下記期限までに、申請書に入札説明書に規定する書類等を添付の上、島根県知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

イ 提出期限 平成20年1月16日(水)午後5時

ウ 提出場所 上記(1)の場所

エ 提出方法 持参又は書留による郵送(提出期限必着)

4 入札及び開札の日時並びに場所等

(1) 日時

入札区分 A 平成20年1月29日(火) 午後1時30分

入札区分 B 平成20年1月29日(火) 午後1時50分

(2) 場所

島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟 第 2 会議室

(3) 郵便による入札については、平成20年1月29日(火)午前11時までに上記3(1)の場所に到着していること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、入札保証金の算定方法は、入札説明書による。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、契約保証金の算定方法は、入札説明書による。

(4) 入札者に求められる事項

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請等に必要な書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる事項を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied:

A. Personal Computer for Shimane Prefectural Information Network: 103

B. Personal Computer for Shimane Prefectural Information Network: 354

(2) Deadline for submission of tender:

A. 29 January 2008, 13:30

B. 29 January 2008, 13:50

(Deadline for submission of tender by registered mail: 29 January 2008, 11:00)

(3) Contact Point:

Supply Group

Accounting Division

Bureau of the Treasury

Shimane Prefectural Government

1 Tonomachi

Matsue-shi

Shimane-ken

690-8501

JAPAN

TEL: 0852 - 22 - 5336

FAX: 0852 - 22 - 5963

教 育 委 員 会 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成19年12月18日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量

県立学校教育用コンピュータ等機器（島根中央高等学校）一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成20年3月1日から平成25年2月28日まで

(4) 納入期限

平成20年2月29日(金)

(5) 納入場所

島根県邑智郡川本町大字川本222 島根県立島根中央高等学校

(6) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」に記載されている者であること。

(4) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有する者であること。

(5) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階
島根県教育委員会教育施設課(電話0852-22-5416)

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成19年12月18日から平成19年12月20日までの間、上記(1)の場所において交付する。交付時間は土日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 年月日 平成20年1月22日(火)

イ 時刻 午後1時30分から

ウ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員室

エ その他 郵便による入札は認めない。

4 その他

(1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告3(1)の場所に平成20年1月11日(金)午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成19年12月18日

島根県教育委員会教育長 藤原義光

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立益田翔陽高等学校集塵機付きグラインダ等 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年3月25日(火)

(4) 納入場所

島根県益田市高津3-21-1 島根県立益田翔陽高等学校

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」中分類「工作機器」に登載されている者であること。
- (4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約を交わす場所及び問合せ先

〒690 - 8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育委員会教育施設課（電話 0852 - 22 - 5417）

- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

平成19年12月18日から平成19年12月27日までの間、次の場所において交付する。交付時間は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

ア 上記(1)の場所

イ 〒698 - 0041 島根県益田市高津3 - 21 - 1

島根県立益田翔陽高等学校 事務室（電話 0856 - 22 - 0642）

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 年月日 平成20年1月24日（木）

イ 時刻 午後1時30分から

ウ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟1階 第1会議室

4 その他

- (1) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告3(1)の場所に平成20年1月17日（木）午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 契約書の作成の要否

要する。

- (7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (8) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成19年12月18日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立益田翔陽高等学校同期発電機特性自動計測制御システム、誘導電動機特性自動計測制御システム、三相巻線形誘導電動機実験装置等 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成20年3月25日（火）

(4) 納入場所

島根県益田市高津3-21-1 島根県立益田翔陽高等学校

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」中分類「電気通信機器」に記載されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約を交わす場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育委員会教育施設課（電話 0852-22-5417）

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

平成19年12月18日から平成19年12月27日までの間、次の場所において交付する。交付時間は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

ア 上記(1)の場所

イ 〒698 - 0041 島根県益田市高津 3 - 21 - 1
島根県立益田翔陽高等学校 事務室 (電話 0856 - 22 - 0642)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 年月日 平成20年 1月24日 (木)

イ 時 刻 午後 2時から

ウ 場 所 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟 1 階 第 1 会議室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の 5 以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則 (昭和39年島根県規則第22号) 第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告 3 (1)の場所に平成20年 1月17日 (木) 午後 5 時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、 2 回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

公 安 委 員 会 規 則

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月18日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

島根県公安委員会規則第25号

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則 (平成18年島根県公安委員会規則第15号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

正 誤

平成18年10月3日付け島根県報第1,817号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から3	1652の2	1651の2